

中世町割りと条坊遺制（下）

鏡山, 猛

<https://doi.org/10.15017/2235321>

出版情報：史淵. 109, pp.25-46, 1972-11-15. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



中世町割りと条坊遺制（下）

鏡 山 猛

第二 太閤の博多町割

秀吉と博多

天正十五年薩摩の平定を終った秀吉は、帰路の途次、太宰府より博多に入り、箱崎に逗留した。当時博多の街は戦国兵乱のあとをうけて荒廃していたようである。前輯で紹介した聖福寺借屋牒を見ても、永祿のころ、数度の兵乱で被害をうけた断片記事がある。秀吉は箱崎滞在中に、博多の街の復興と町割りを企画して、自ら現地を視察し、計画の概要を指示している。神屋宗湛家記（『石城志』巻三九に載せる）によると、

「（天正十五年）六月三日、当国箱崎に至らせたまい、二十余日滞留ありしが、博多の跡見たまわんとて、南蛮船に乗て博多に至りたまふ。宗湛は同月七日唐津より箱崎に至り、翌八日拝謁す。この日も同船に伺候し、博多の浜にて許多の物を献上しけるに、其内銀子一枚を請たまい、其余は博多の里人に賜りける。（中略）然るに去る六月十一日、博多町割ありし時、宗湛へ西町下東側に表口十三間半入三十間の宅地を賜り、永く丁役を免許有ければ、此頃漸く土木の功を起さんとしける折ふしなれども、台命なれば辞する所なく、即九月廿二日に博多を立、十月四日大坂に着す」とある。

同様の内容は宗湛日記にも記されている。右の記事は恐らくこの日記によったものであろう。

「丁亥六月三日薩摩より被成還御、筑前国箱崎の社内に関白様御陣被成しに依て、同七日の昼松浦唐津より参上仕

て箱崎に着、八日に関白様に御目見へ仕候也。宗及老御取合、同十日関白様博多の址可有御覽とて、社門の前よりフスタと云南蜜船に乘めされ、博多に御着候。御船に乗者はハテル兩人、宗湛、其外小姓衆也。博多の浜にて御進物を上らへば、其内銀子壹枚ばかり召上、其他の物は博多に被下候也。同十一日より博多町奉行に仰付られて、十二日よりの町割也。博多町奉行衆の事、滝川三兵衛どの、長束大藏どの、山崎志摩どの、小西摂明、此五人也。下奉行三十人あり云々。

町 割 杖

神屋家には、秀吉公より賜りたる品として「博多町割の間杖」と称するものがあつた。『石城志』の説明には

博多町割の間杖松の木と見ゆ。所々に虫はむ。

銘曰、

「皆天正十五年丁亥林鐘四日壬申除、博多町割吉辰、宗湛」とある。

この杖は戦前は、宗湛屋敷跡に出来た豊国神社の社宝として伝えられていたが、戦時中博多の市街地被災の際、焼失した社殿と共に烏有に帰してしまつた。

博多復興の記念すべき間杖は、今日現物を見ることは出来ないが、戦前に故中山平次郎博士が詳細な観察と考証を発表されている。ここに左記の論文によって、その大要を紹介しておこう。

中山平次郎博士「博多町割間杖」

考古学雑誌第五卷第一号所載（大正二年九月刊）

町割間杖は曲尺にて全長六尺五寸四分許り、幅一寸二分、厚さ八分、下端より二分程の処に「」形の切込あり、石突を表している。全体に亘って虫蝕甚多く、且つ煤氣を帯び、暗褐色を呈している。中山博士は銘刻のある面を裏とし、表に二条の横線のあるのに注意され、下端より六尺四寸四分の所にある横線を以て、当時の測量単位と推定されている。このこ

とに關して『石城志』に次のような文を引いてある。

「博多間といふは、長六尺三寸を六尺にして、横縦共に短し。上方にては田舎間と云。是も宗湛が伝也。簡便なるをよしとせり。」一間六尺三寸の単位となる尺の長さが、どのようなものであるか不明であるが、曲尺六尺三寸の尺では、博多町割計画使用間杖としては如何なものであろうか。私の推定では、復興計画理想としては町割りの町幅は後述のように四〇〇尺と二〇〇尺の短冊形であるので、六・六六……尺が一間とすれば、六十間と三十間の長さが現地町幅と一致する。ただし町幅には道路がふくまれていない。道幅だけをはかると、後述する計数から六・六六……尺一間としては長大にすぎようである。道幅を六尺間ではかり、町幅を六・六六六……尺間ではかるといふのも、なっとくのいく方法ではないが、仮説をあげて後考を俟とう。

豊国神社旧蔵の間杖が六尺四寸四分の所に横線があつて、中山博士はこれを天正当時の尺と推定しておられたことは、前述の通りであるが、一端に石突部を欠いていふと考へれば、全長は不明というよりしかたがない。この石突の長さを二・二寸と仮定して加えると、六・六六……尺の杖と計算することも許されるであらう。しかし現地の実測値（明治年代）から推算すると、また別の結論も出る。このことに關しては後に再論することとしよう。

最後に間杖の銘は中山博士は拓本を示して次のように読解されている。

皆天正十五年^{丁亥}林鐘^{中旬}四日^{壬申}除 博多津町割 吉辰 宗湛

前記『石城志』引用の文は、傍点三字の脱字がある。「林鐘（六月）十四日」であることは間違いないので、中山博士の説かれるように、『石城志』の脱漏であることは明らかである。

町割りの大勢

町割りの行われた当時の博多は、近世に發達した中洲を別として、西は那珂川筋より東は石堂川（御笠川の下流）の間に挟まれた地域であつて、現在の博多の大部分を占めていた。南には戦国時代大友の家臣臼杵安房守鑑廣が掘り割らせた

濠があって、「房州堀」と称せられた。『石城志』によると、明暦のはじめ埋められて田となったが、その遺跡も当時であったという。瓦町より西南辻の堂の東に至るとあるから、御笠川の旧河道に掘られたものであろう。

『筑前国統風土記』には、博多の太閤町割りを次のように説明している。

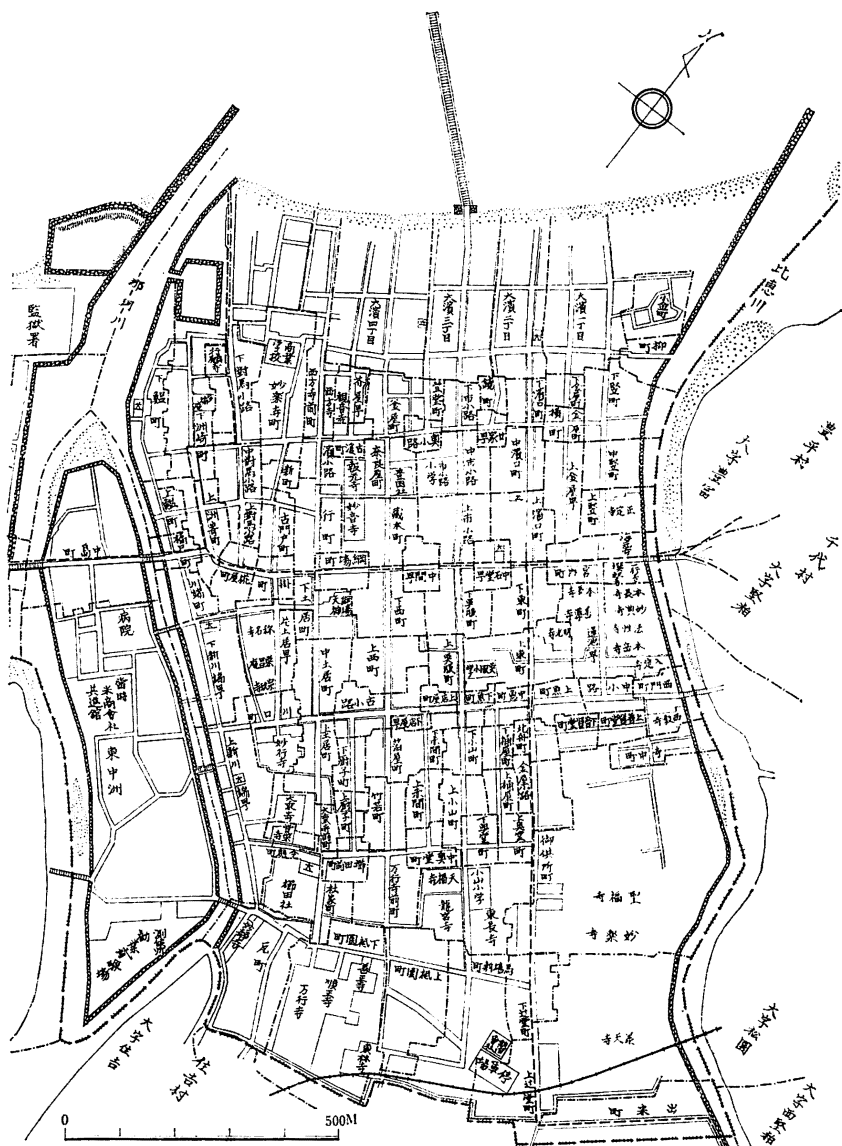
「秀吉公のこの町を再興したまふ時も、奉行人むかしの故実を尋ね、南北を縦とし、道を広くす。居宅も広くして、おほくは富人居れり。是を本町とす。縦町凡九筋有。むかし太宰府へ通じ、且又唐船の着し海辺に通ずるがために、南北の道を広くせしなるべし。東西を横として、道せばし。居宅もせばくして、富人まれなり。」

以上博多町割りの資料として、二三の記録と、間杖の紹介を中心にして述べて来たが、実地についてはどのような遺構を示しているであろうか。もちろん、今日の博多の市街地は新計画の道路によって区画改正が行われ、道路の幅員も旧制と合致していない。また町名改訂も行われて、新しい姿に変ってしまった。ただ変らないのは、縦横の直交する道路の位置くらいである。

右のような情勢であるから、最初にとりあげた戦前の資料は、明治年間（二十年頃か）の博多字図（切れ図）である。いま福岡市役所に蔵されている字図は二百分の一で、屋敷の区画割りがあり、道路の幅や町筋の長さの記入があるので、詳細な点がわかる。最初市役所の土地区画課で見た字図は、博多の旧浜に近い北部地帯であった。

道 路

まず道路の幅員の記入をしらべてみた。たいていの図面では、道路は二本の平行線で描いてあるが、一〇間おきに幅員の書き入れがあり、それを見ると多少の出入がある。恐らく今日のような側溝もないので、家の玄関敷居や、壁裾が一直線にならなかったことによるものであろう。なかには家一軒一軒の出入を描いたものもある。（たとえば麴屋町中央の道路など）。博多の町は戦前までは道路を挟んで両側が同じ町内である。中央に大路があるので、家並は大路の両側向いあって同一町内で、これを「流れ」または「筋」とよんでいた。近世九流とよばれた町のうち、東町流、呉服町流、土居流



第6図 博多市街図

（明治42年10月福岡市役所調製の原図による）

表 F

町名	部	位	方	向	記	入	値	(間)	平均値	推定値	過不足
釜屋	南	端	東	西	2	2.2	2	2	17.5	2.01	+0.01
釜屋	中	央	南	北	2.4	2.6	2.9	3	3.2	2.91	-0.09
芥屋	中	央	南	北	1.5	1.8	1.6	1.5	1.5	1.58	+0.08
古溪	中	央	東	西	2.4	2.5	2.5	2.5		2.5	±0
古溪	中	央	南	北	1.6	1.45				1.525	+0.025
奥路	中	央	南	北	2.1	2.3	2.5	2	1.7	2.2	+0.2
奥路	中	央	東	西	2.2	2.5	2.8	2.35	2.4	2.45	-0.05
奥路	中	央	東	西	2.3	2.6	2.3	2.5		2.4	-0.1
廿家	中	央	南	北	2.1					2.1	+0.1
廿家	中	央	南	北	2.1	2	2			2.03	+0.03

中世町割りと条坊遺制(下) (鏡山)

などは縦筋で、魚町流、厨子流等は横筋である。いまここにとりあげる町流は縦横錯雑した分区に入れられるが、縦筋は芥屋町、釜屋町、鏡町などで、横筋は奥小路町、廿家町、古溪町などである。いま縦筋は海岸に直角に交る南北方向(北約四十八度前後西に傾く)の道を指し、これと直交する東西方向の道を横筋としたものである。便宜上「東西道」「南北道」というのは、いずれも正東西南北でなく、偏位あるものと理解してもらいたい。以下各町の道路幅員を表記してみよう。

以上の道路幅は推定値をあげたように三間、二・五間、二間、一・五間の四段階に分けられる。そのうちわけは次の通りである。

三間 南北一例

二・五間 東西三例

二間 南北三例、東西一例

一・五間 南北二例

この例によって、『筑前統風土記』にあるような、南北(縦)の道が広く東西(横)の道が狭いという記述は、右にあげられた地域だけでは証明出来ない。

つぎに博多中央部の道路幅の記載のなから拾って縦横の道幅を対比してみよう。(G表)

表によって知られる限り、東西流は二・五間、二間の二種類があるが、南北

表 G

	町	名	実測値(間)	計 画 (間)	備 考
縦筋 (南北)	1	下 市 小 路	3.06	3	} 1～2 は呉服町流
	2	呉 服 町	3.06	3	
	3	箔 屋 番	3.12	3	
	4	上 西 町	3.54	3.5	} 3～6 は西町流
	5	下 西 町	3.42	3.5	
	6	蔵 本 町	3.2～2.7	3.5	
	7	上 土 居 町	3.5	3.5	} 7～9 は土居流
	8	中 土 居 町	3.3	3.5	
	9	行 町	3.3	3.5	
以上 3 流の南北筋は計画幅員は 3 間 1 流3.5間 2 流					
横 (東西) 筋	1	中 間 町	2.06	2	} 1～2 は石堂流
	2	綱 輪 町	2.18	2	
	3	古 溪 町	2.6	2.5、	
以上東西筋は2.5間 1 流. 2間 1 流.					

表 H

(イ)	釜 屋 町 東 西 幅	16.1+3+15.8=34.9	以下数字単位は間
(ロ)	釜 屋 町 南 北 幅	25.8+2.2+35.8=63.8	
(ハ)	芥 屋 町 東 西 幅	34.3, 34.6 平均 34.45	2カ所に書入がある
(ニ)	廿 家 町 東 西 幅	30.5 14.9+2.1+12.8=29.8	
(ホ)	奥 小 路 東 西 幅	35.5	
(ヘ)	奥 小 路 東 西 幅	17.55+1.7+16.3=35.55	
(ト)	萱 堂 町 南 北 幅	42.1	
(チ)	萱 堂 町 南 北 幅	35.3+2+16=5.33	
(リ)	古 溪 町 東 西 幅	32.35	
(ヌ)	古 溪 町 東 西 幅	14.45+1.1+17.15=32.7	

備考：中央に道を持っている場合道幅と町の幅を加えた数(間)

流は三・五ノ三間の流が多く、南北線の道幅の広い事実が知られる。

町 並 み

つぎに道路によって区画された町並みの長さを問題としてみよう。前記博多部の字図の例を見ると次のようになる。(H表)

(イ)は以上計数のうち(イ)の(ハ)の(ウ)はほぼ同じ間数を示し、(ロ)はその倍数となっている。そこで(ロ)の半数と(イ)の(ウ)の数値の平均は三三・五四間で尺に直すと一〇一・二四尺が一単位となり、その二倍約二〇〇尺が博多町割の単位となったのではないかと思う。

博多町割の概要をうかがう資料として『石城志』巻一にあげられた道路、ならびに町名調べがある。凡そ九流百九町の町割の軒数と、町の間数が列記されている。調査された年月は明記されていないが、「津中都合三千三百九十五軒」とあり、「元禄の頃三千百八軒」と注記のある所から元禄以降のものと思われる。つづいて「人高一万四千六百十九人」のあとに、「右人高宝暦十三年末所改也（中略）元禄計る所の人数凡一万九千五百十六人あり。其後享保十七年、飢饉にて餓死するもの甚多かりしより、口数著るしく減じて、いまだ昔に復し侍ず」とあれば、前記諸計数も一応宝暦十三年の調べと仮定しておこう。

次に魚町流の二町を拵んで、明治年間（二十年頃）の二百分の一図と対照してみると次の表のようになる。（表Ⅰ）

この表で判明する町の家数の増減はほとんどないことである。ただし、町の間数にいちじるしい差がある。その比例は明治年代の一間に対し、宝永十三年で一・一〇間（中小路）、一・一一間（上魚町）となる。従って宝暦の六尺一間杖が、明治の六尺六寸一間にあたるとすれば、同一数の長さを示すこととなる。ここに宝暦の調帳に町別の間数を示す条を点検すると、六尺を一間とするものでないことを示している。すなわち

東町間数百十二間六尺一寸

小山町上間数 百二間六尺三寸

蔵本番間数 百二十二間六尺二寸

奥小路町間数 六十三間六尺一寸五歩

古溪町間数 五十八間六尺三寸五歩

魚町上間数 八十八間六尺三寸

店屋町間数 六十二間六尺三寸

馬場新町間数 百七十一間六尺四寸五歩

表 I

町名	明治の調査				宝永13年調査	
	町筋長(間)			家数	町筋長 (間, 尺, 寸, 分)	家数
	北側	南側	計			
中小路町	56.43	56	112.43	39	100.045	41
上魚町	48.9	49.45	98.35	39	88.630	38

表 J

町名	A	B	A-B
東町流	1121間5尺2寸	1147間5尺3寸5分	-26間0尺1寸5分
呉服町流	1054間1尺6寸5分	1504間2尺8寸5分	-450間1尺2寸
西町流	1166間0尺8寸5分	1166間0尺0寸1分	+0間0尺8寸4分
土居流	1355間0尺2寸	1355間1尺2寸	-0間1尺
須崎流	1421間0尺5寸5分	1515間5尺9寸	-94間5尺3寸5分 1町欠分力
魚町流	764間3尺	746間3尺5寸5分	-17間5尺4寸5分
石堂流	1116間3尺7寸	116間3尺7寸	0
厨子流	910間5尺4寸3分	1005間0尺5寸3分	-94間1尺1寸
新町流	1362間3尺7寸	1340間5尺4寸	+21間4尺3寸

とあり、一間は六尺四寸五分以上であったことを示している。そこで『石城志』に引用してある各筋の町別の間数を合計し、仮に一間を六尺五寸として計算し、一筋の末尾に記載してある間数と対比すると、次のような結果となる。(表J)

上記の如く帳簿と合致する町筋は、石堂流一カ所にすぎない。須崎流及び厨子流は一町の間数記載浅れがあるので㊤と㊦の差がそれにあたるものと思われる。それにしてもかなりの差を示すものが、何を意味するものか、後考に俟ったほかにない。㊤㊦の差の少ないものでは、西町流の一寸、土居流の一尺の二例がある。以上の少ない例からの推論であるが、六尺五寸を一間とするのが、いまの所宝暦計数の一つの解釈であって、それ以外に考えようがない。従って明治の間との対比に於ては、実質上は六尺六寸、計算上では六尺五寸を以て一間としたと解釈したのである。

この推測は前記太閤間杖に於て中山平次郎博士の支持された六尺四寸四分の刻線に近い。ただし六尺五寸説乃至六尺六寸説をとるとすれば、全長六尺五寸四分に近い。何れにせよ、太閤町割の当時の間数を正確に把握する資料がない以上、一寸以下の端数を定めることは困難である。というのは道路幅の実測は明治の測量であり、町筋の測量は宝暦の調べである。ただ一町数十間に及ぶものであるから、一間以下の端数を厳密に定めることは出来難い。しかし、上述の論からして、六尺一間の間杖よりも、六尺五寸乃至六尺六寸の間杖の方が博多町割を理解するに役立つことは明らかであろう。そうすれば、いまはなき豊国神社蔵の太閤町割杖なるものが、天正の町割間杖として使用された可能性は多分にあるのである。

博多町割区画の概要

博多町割の骨子として、近世九つの町筋を「流」と称したことは、前述の通りであるが、九流の道路は縦流五筋、横流四筋である。

前記のように縦筋の道路が横筋道路に比べて広いことを、郷土の古記録にうたっているが、明治の調べでは、横筋幅二間～二・五間が多く、縦筋幅三間～三・五間が多い。さてこのような縦横の道路によって区切られた町名区画は、道路を中筋とするために、極めて不規則な形となっている。すなわち(1)縦筋に町名が並ぶものと、(2)横筋に町名が並ぶものと、(3)横筋の中間に間をおいて並ぶものがある。

次に道路間隔は縦、横に直交するもので、大別して四〇〇尺間隔と二〇〇尺間隔がある。この二〇〇尺は間数にして、三三・三三間である。六尺六寸一間にして約三〇間となる。これが博多町割の奥行き長さであった。『博多記』によれば、

御免屋敷之事

一、表口十三間半。大閣様より永く町役を除かれ今に至り替る事なし。

神屋 宗湛

一、表十三間半。大閣様より右同所に免許を蒙る。(中略)

島井 宗室

一、表口三間。長政公より免許にて、今しかり。鏡町にて。

吉田 宗富

とあるように、貧富によって間口の広狭はあったが、奥行きは三十間に一定していたようである。

『石城志』巻九の神屋伝に、「博多町割ありし時、宗湛へ西町下東側に、表口十三間半、入三十間の宅地を賜り」云々である。奥行間数を明記したものである。一般の町家は、奥行が長い割に間口は狭く、前述の聖福寺借家帳のように狭くないが、宝暦の頃でも、間口は二間乃至三間であった。この形勢は明治以降戦後焼失を免がれた旧博多市街地に於てさえ、旧家の間口には大きな変化はない。博多の町屋の一般は、表より裏まで細長い通し庭があつて、その片側に座敷、居間、台所、納戸などが並び、奥詰に便所や倉が並ぶという間取の家作であつた。このような間取りは、京都の古い町屋でもみられる所であるが、その由来は、後述のような太閤町割と共通した敷地の制約にもとづくものであることを示している。

太閤町割の理念

秀吉は九州征討の帰途、上述のように博多復興のために町割を行ったが、博多に逗留すること二旬に及び、その間に宗義智を朝鮮に遣わして、使節の来朝をうながしている。秀吉の博多再興の志のうちには、対外交渉の重要基地として、また対外貿易の基地として、博多市街地の整備が念頭にあつたと思われる。そうして、その目的はある程度達せられた。ジョンセーリマの『日本渡航記』に次のような記事がある。「博多という町には堅牢な城があつて、それは自然石で築かれているが、その内には大砲もなく、兵士もおらぬ。それは周囲に深さ五尋幅の二倍位の壕があつて、跳橋があり、修理が

よく行届いている。この市は、城壁以内のロンドン位の大きさに見えた。家屋はたいそうよく建築されて、平かであるから、市街の一端から他端まで見通される。その人口甚だ稠密で、人々は甚だ温和丁寧である。」(村川堅固氏訳本による)と、賞讃に一部の誇張があるにしても、その一端を示しているといえよう。

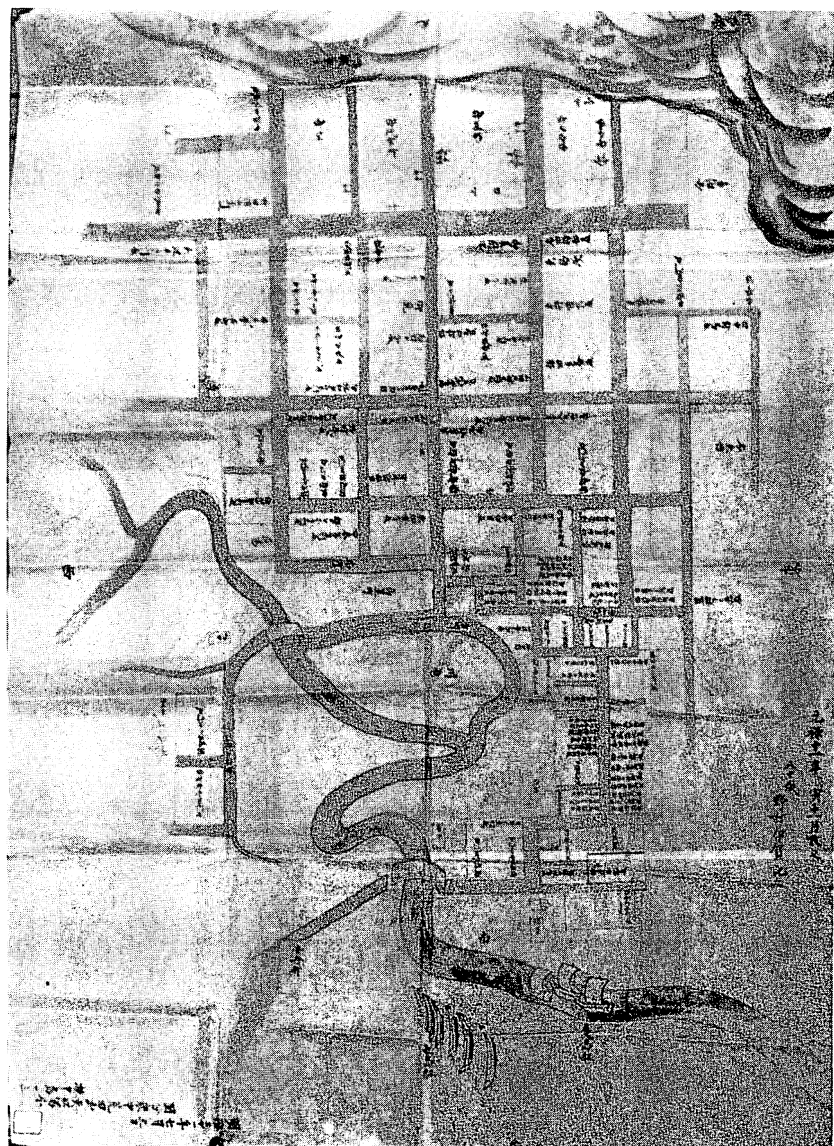
太閤町割の道路は二〇〇尺乃至四〇〇尺の間隔をとることを述べたが、この長さは平城京以来街区の区分単位であった。平安京では方四〇〇尺を以て一坊とし、縦横を四分し、行と門を設けた。秀吉の京都の町割は、桓武以来の旧都に手を加えたものである。

博多の町割では正面は広狭の差があるが、奥行はおおむね二〇〇尺である。このような都市計画は近世の資料から察すると平城、平安京のように徹底して行われた規格通りの実施にはふみきれなかった。それは戦国兵乱を免かれた旧町家もあったであろうから、新旧交配の妙味も生じている。しかしながら、新道路企画の主要には、秀吉の新しい構想が生かされているといえよう。周辺地域たとえば、聖福寺の寺内町などはこの町割によっていささかも変更をうけていないことは、前述の聖福寺家帳の記録でも明らかであろう。いなむしろこの市小路の旧い道路を西に延長して魚町流とするなどは核心に旧態保持の用心のあることを察するに足る資料である。

第三 大隅国府麓の地割

島津義久と大隅国府

秀吉は天正十四年九州平定の軍旅に出たが、当時征討の敵方は島津氏であった。慶長年間島津一族の首領となった義久は、晩年に京風の都市計画を彼の故郷で実施した。場所は大隅の国府で、王朝時代国衙国分寺の所在地である。いまは国分市の中心街で国分寺の遺跡は公民館の敷地となって、奈良時代の古瓦が出土し、「康治元年」の紀年銘のある石塔層が残っている。『国分諸古記』によれば「義久公慶長九年甲辰十二月浜之市より国府へ御移り、在城八九年」とあり、「十六



第7図 国分町割図（鹿大所蔵写本）

年正月二十一日国府に於て御逝去」まで、国府の麓に在城したことが明らかである。同古記によると、五社大明神は「慶長六年、竜伯様(義久)御再興」の棟札のあることを記し、また国府惣廟天照大神宮には「慶長七年竜伯様御造営の棟札有之候。」とあり、宝殿拝殿の棟札の文言をのせているから、その頃から国分の都城経営がはじまったものと思われる。

義久の居城はいまも国分市街地の北辺にその遺構があり、城下町はその南に展開して、市の中心部をなしている。島津氏の居城と城下町との大要は、元禄時代の絵図があるので、旧い姿がうかがえる。私はその原本(国分市野村家蔵)を見る機会を逸したが、鹿児島大学に所蔵される写しを同大学盛園忠真教授らの御好意で写真に収めることが出来た(第7図)。なおこの図は、昭和三十五年に国分市立図書館から刊行された『国分郷土誌』のなかにも謄写印刷でええられている。図の欄外に「元禄十一年戊寅十一月吉日改之」とある。なお端書に「慶長十五歳国府」とあることから原図はこのころ描かれたものであろうか。北の義久公の居城「御屋形」を中心に、「御弓場」「御代官所」「御さと」などを示している。この図には直交する路と、居住の士分の氏名を列記している。別に『国分諸古記』にも

「是の本国府新城縄針(張)拔書」として、士分二十四人の姓名を書き連ね、各人の持高分も頭書して

「総高二千百三十石九斗九升六合一勺六才

右二拾四人新城へ被召移候。」とあり、別に屋敷割の図を載せている。この図には二十人分の高禄士分宅地配置が描かれて、前記の二十四人の姓名と一致するものが多い。それなのに、元禄改図の方は氏も名も一致するものがない。この間に屋敷の割替が行われたものか、姓まで変って新旧の連絡がないのは不思議である。元禄図は現在の国分市の町筋に照して復元することはある程度可能である。

つぎに『国分諸古記』(上巻)に二・三の古記録と地図が引用されている。便宜上番号をつけて紹介しておこう。

第一号記録

「龍伯様、国府麓御屋形へ、八ヶ年御座遊ばされ、御逝去跡」と題する古記録が引用されて、以下のような計数が書か

れている。

於上様二十ヶ年御座遊ばされ候御屋形跡

御屋形跡内

東角より南隅迄都而四拾九間

同南角より西角迄都而五拾三間

同西角より北角迄 四拾九間

但西角に六間に四間の升形あり

同北角より東角迄 五拾壹間

右四方石かけ（垣の意）

同外東角より南角迄都而八拾九間

同南角より西角迄右同所

同西角より北角迄右同所

同北角より東角迄右同所

この記録は右で終って、奥書がついていないが、「於上様二十ヶ年御座遊ばされた御屋形跡」とあるから手がかりはあると思う。つづいてあげられた図面（これも標題を欠く）は、右の御屋形跡の計数の説明図であろう。或は記録はこの図面についていた覚書きかも知れない。しかしこの図を見ると、「当今鉄砲の場」などの文言があって、既に島津藩主が他に転出した幕末の図かとも見られる。

ところで、この地図と記録の間数を見るとよく照合している。すなわち屋形跡内とあるのは内郭の意で、図では石垣と四方に注記した範囲で、外とあるのは、地図の中央部を占めた外郭の意であろう。ただし、この外郭の外側左右（東と西）

には更に囲郭があつて、三重の部分から構成されていることが察知される。その囲郭は同じ『国分諸古記』に引用された次の記録が参照される。

第二号記録

「国府新城縄引帳写」と題する記録に、

国府新城総廻り間数八百四十八間 町に八十四町八間

但一間六尺三寸相究縄引

右国府城古来より新城と申伝候。四方岩涯高さ三十二尋、又は二十三尋。高底（低）あり。城内松山、杉、楠其他雑木大木竹山有之

一、大手口より古路のまま縄引始（中略）

右元禄十二卯年二月十五日

検吏永山与右衛門殿牧仲左衛門縄引帳内写之

右の囲郭の要は、現地についても、古記録と古地図が対照出来る状態にある。現状では、旧内郭は国分小学校構内の北西部を占める約四分の一面積で、現校舎の建っている部分である。外郭はほぼ同小学校の全敷地で、東境は旧大手門趾擬宝珠橋より真北に引いた線を限るようである。地図にある南側の石垣と堀は現存し、擬宝珠橋も残っている。これが南限であることは明らかである。西限の石垣土塁道も残っており、道明（開きの意であろう、すなわち道幅）五間とあるも旧態とはば変っていない。とすれば、現在の外郭の南境の実測値と前記の第一号記録の間数を対照できる。現地図は国分市役所建設課製作昭和四十二年測図による三千分の一地図「国分市都市計画図」を使用した。第一資料の東、西、南、北の頭書きは、区画の方位線が北六〇度東偏するので、北は東北という方が近い。ただここでは対比の便宜上第一記録の指示方位が簡便であるから、それに従っておく。

現地図で外郭線の測量基準となるものは南境で、第一号記録にいう南角より西角八十九間に相当する距離である。昭和測図の三千分の一地図では、道を除いて一九〇米—一〇五間（六尺一間として）が八十九間に相当するので、間縄伸びがないとすれば、旧間は七尺に近い。

国分の町割

ところで、現在の昭和測図を見ると、国分の市街地は道敷をのぞいて、一町は四〇〇尺の（周辺地区に多い）町幅が多いことに気づく。第8図は現在の道路を基準に線（赤線）を引いて、条里線と対照させて見たものである。現在の道路を、元禄改めの地図と対照することによって、元禄時代の土族町（屋敷）割の状態も想定出来よう。若し元禄の町割が島津義久の町割の当初のものから変わっていないとすれば、博多町割と同様な単位尺の設定が考えられる。ただ短冊割の状況は京都、博多と同様であるが、東西に長いもの、南北に長いものが交錯していることが目立っている。

町割と条里との関係

前にも述べたように、国分地方は条里の遺構がある。大隅地方の条里は日本の南端の遺構として注目されている。文献資料としては、次のような文献がある。

台明寺文書 康治元年九月廿日付の文書に、

奉寄台明寺衆集院、阿弥陀堂、毎日仏聖料万得領田玖段事

在贈於郡

一条三里九坪捌段 字楠本

同条四里十九坪 壹段字久保山（下略）

とある。

米倉二郎氏は「条里の南限」と題する論文（『史学研究』六六、昭和三年刊）で、大隅国分を中心とした地域の条里復元

案を示され、台明寺文書中条里坪付のある郡内の関係文書二通をあげられている。

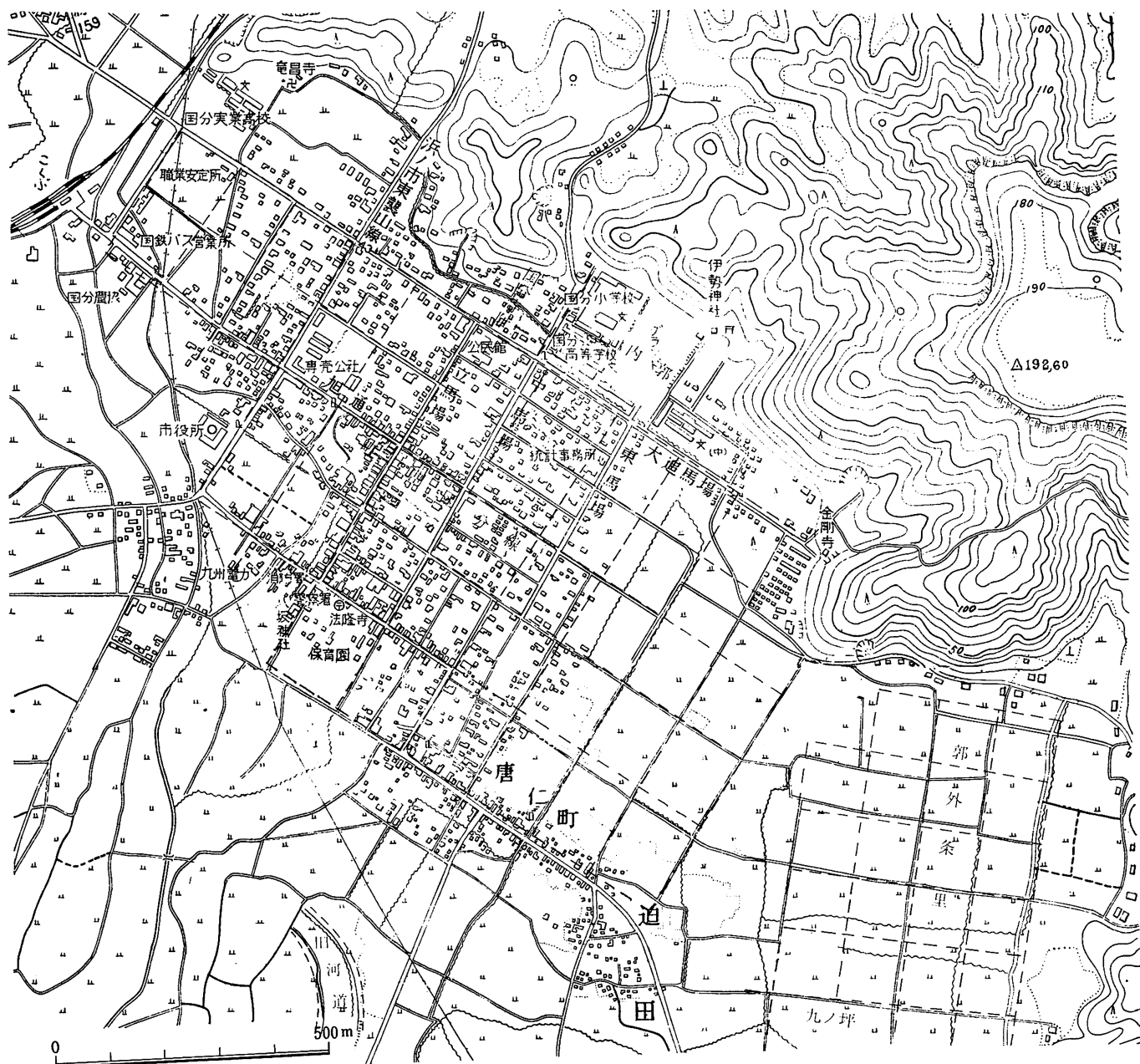
大隅では国分寺趾は明らかであるが、国府趾は明らかにされていない。大概是主として地名考証から、国分市府中付近に推定されている。府中付近は正確ではないが、東西南北の地割線は比較的多く残っている。ただし、現状から六〇間方格の地割線を確定することは困難である。これに対して国分寺付近は、上述のように、北六〇度東偏する方位に軸線がある地割がある。これが国府旧城下町の大半を占めている。またその東端に接して、東西ノ南北方向（北七度東傾）の条里区画らしい地区が九町に五町程度残っている。現在の地名で、名波、山下、拝田、迫田の各部落に囲まれた地帯である。ここには九ノ坪の字名も残っている。少なくとも、国分市内では以上三つの条里区が併存していたように見える。第三の名波南条里区は近代の耕地改修工事が行われているが、昭和二十九年市役所調製国分市地図（三千分ノ一）では一坪の平均は約三六〇尺方格である。一方格の各々の尺度を計ると、部分的にわずかの出入はあるが、広域の平均値を求むれば、一般の三六〇尺方格の例に外れはしない。

しかるに第二の国分地域地割線は、前述のように同辺地区に於て平均四〇〇尺の方格線に一致する所が多い。四〇〇尺に正確に一致しないでも、部分的に一致し、方格線の大要は、付図によって郭外条里三六〇尺方格と対照すれば、自ら明らかになると思う。

つぎに慶長初年の割換えの道路方位の由来をたずねると、この地区割の方位は旧条里地割に従ったものであろう。前掲第一号資料にいう「一、大手口より古路のまま縄引始」とあるように、古い条里の一線をとって、新地割がはじめられたものと思われる。

石田三成検地尺

石田三成は秀吉の南九州制圧の後、検地奉行となり、島津氏所領の検地を行った。彼の行った検地はいわゆる天正の太閤検地で、当時使用したという間杖が、鹿児島市磯の集成館に陳列されている。私はこの検地尺が中世博多および大隅国



第8図 国分市街と周辺地図（昭和32年12月国分市役所調製1万分ノ1原図による）

府の町割の単位尺とも関係があるのではなからうかと、久しく思っていた。昭和四十七年三月鹿兒島のラサール高校に勤務されている、上村俊雄氏のあっせんによって実物を調べる機会を得た。(第九図)

これは全長四五・五二糎、幅五・九糎の、いわゆる一尺ざしである。片面(仮に表面とよぶ)に寸刻みの横線が浅く彫り込まれ、片面(裏面)にはやはり上下に二本の横線があつて、その中間に次のような二行の墨書がある。

「此寸を以六しやく三寸を一間に相さだめ候て

五間に六十間をきたんに可仕候也」

表面には横線の両端上に×印をつけ、その中間が一尺であることを示している。更にその外側両端には石田治少(花押)の署名がある。石田治部少輔三成の略称である。

さて問題の寸わけは正確な等分でなく、また画線も正確な平行線でないのも、両端で少差がある。従つて次に示す計測値は画線の中点の距離である。

0 寸		1 寸	2 寸	3 寸	4 寸	5 寸	6 寸	7 寸	8 寸	9 寸	1 尺
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
3.1	3.1	3.5	3.6	2.4	3.7	2.12	3.66	3.42	2.61	3.14	5.15
1.02	1.02	1.16	1.19	0.79	1.22	1.03	1.01	1.13	0.86	1.04	1.7

備考：上段数値の単位はcm 下段数値の単位は寸 全長45.52cm (1.5尺) ××間30.4cm (1尺)

右の計測によると寸単位ではないぶん出入があるが、一尺は厘位までの計算では曲尺の一尺に正確に一致する。しかし裏面の間杖の単位となる尺は、二横線間33.6cmで曲尺で計れば1.101尺となる。従つて検地尺がこの物指を以て六尺とすれば、六尺六寸となる。表面の単位をとれば、六尺三寸の検地尺となる。いまは大閤検地の間竿が六尺三寸であるという当時の文字を信するならば、裏面の線の意味はなくなる。検地尺の検討はここではなお問題として残しておくことと



第9図 石田三成検地尺（磯集成館蔵）

1 裏面

2 表面

3 表の部分較大

し、六尺六寸一間の単位となる一尺一寸の物指もあつたことを注意しておこう。この六尺六寸間は上述のような町割単位にも関係のあるところであるから、国府籠の計画尺として採用された可能性もつよくなるであらう。

第四中世町割りの理念

京の太閤町割

戦国争乱の時期の京都の荒廢も博多におとらなかった。王城の京都は応仁の兵変以後大半を焦土と化し、信長再度の京都侵入の際にも放火掠奪を重ねた。このように上ノ京を中心として荒野となる状態であつたが、秀吉は天正十三年聚樂第を営み、九州より帰洛後ここに入った。秀吉の京都復興の第

一步は「お土居」の築造からはじまった。天正十九年正月から着手し延々五里八丁十一間四尺二寸（元祿の調べ）に及ぶ大土塁を築いたのである。

復興計画の第二は、道路設置と町区設定、すなわち町割である。平安京は遷都以来条坊の制があつて、大小路によって整然とした区画が残っていた。一町の方格は四丈若くは八丈の大小路をめぐらしたもので、一方格のなかは、四行八門を開き、中に南北の小径を持っていた。秀吉はこの南北の小路を新に公道化して、方格町内を二分することとした。その結果は方格地割は短冊形地割となり、結果に於ては博多の町屋配置と同じ結果となった。ただ京都の短冊形地割は、基礎に方格地割の条坊制があつたので、その大小路を復旧し、方格町内に南北路を通じたので、結果としても長短比例の変らない整然としたものが出来た。町並は間口の狭い場合は「うなぎの寝床」式の細長い間取りとなつてしまつた。いわゆる京風の建て方と言われるけれども、実は京にも田舎風の間取りが採用されるようになったという方が適當であろう。街路をはさんで両側の家が並ぶ時、一軒の庭の奥から、正面の家の玄関から奥まで見通しが出来るといふ景觀となつた。中世にはすでにこのような街村が発達し、商業市場など都市勃興の初期には似たような家並みが出現した。最初にあげた聖福寺借家屋並みも、その一例であろう。

このような点からみると、博多町割の特徴としてあげた短冊形の地割は、京都の太閤町割に先たつた秀吉のテストワークとしてうけとられるであろう。また町幅単位の一〇〇尺（二十丈）或は四〇〇尺（四十丈）といふ数値も、平城京都の条坊制尺度にもとづいていたこととなる。太閤以前に博多にこのような町割があつたかどうか、不明であるが、九州の主都大宰府が王朝以来条里制三六〇間方格の区分法をそのままにして名称のみ条坊を称した例からみても、恐らくは博多町割の基準は太閤の創意ではなかつたかと愚考する。秀吉は博多の町割の構想のなかに、京都王城になぞらえる意図があり、町民の居住の実際から短冊形の地割に導かれ、最後には零細町民は奥行の長い間取りとなつたものであろう。

江戸の町割と神戸市街区制

このような都市区画の理念は、天正の頃から新興都市の計画に影響を及ぼした。第一に江戸の町割でも『天正日記』の天正十八年九月一日の条に、「本町通り絵図仰付けらる。四十丈づつにわり可申旨云々」とあるによつても、京都の方格区画を基礎にしていることが明らかである。ただし、そのなかには各々三等分し奥行きを京間二十間づつとした。二十間の実質には四〇〇尺の三分の一に相当する一三間半という数値である。ここにも博多の町割りと同様の錯雑した町立てがでて来ている。

勿論江戸の町は、その後の発展によつて、変化に富んだ町割が出来るが、当初の四十丈方格割の地区は、日本橋区の本町の近傍であつた。以上述べたように、四十丈方格の町割の例は平城平安の条坊制になつたものであるが、三十六丈の条里区画に発達した市街地もある。たとえば神戸市などがその例である。この地は北に六甲摩耶山塊があり、海岸に向つて細長い段丘平野がつづいている。現在の東西へ南北の道路は地形に応じた方位をとつて、道路の心々で三六〇尺を計る。町名は一坪の範圍を何丁目と称している。町内の小路は坪の界線に平行する四乃至六の直線路が十字形にまじわつたり、丁字路になつたりしている。源氏香式の小路である。この小路の交錯タイプは、条里一坪のなかの小割とも関連するものと考えられるが、此処では長地割でもなく、半折の割でもない、特殊のタイプということに止めておこう。

中世末から近世初頭にかけての都市は、それぞれ封建領主の治所を中心に発達した。しかし博多のような商業都市の区画は、自然発達の形態よりも、都市計画による規制が後世までつづいているようである。以上あげた諸例は、それぞれ都市の性格において相違があるにしても、王城的觀念の採用という点に於ては共通した一面があるので、その点を取りだしてみたのが拙論の主旨である。

The Tradition of Jōbō System in Japanese Medieval City Plan. (2)

Takeshi KAGAMIYAMA

The town planning of *Hakata* was practised, 1587, by *Toyotomi Hideyoshi*.

Then, and now also, the roads run across at right angle, and one side of every town section was measured 200 *Shaku*, and the other 400 *Shaku*.

In the capital city planning at ancient Japan, *Nara* as well as *Kyōto* was constituted with 400 *shaku* square sections. This is the fundamental idea of the Jōbō system in Japan. After he returned from *Kyūshū* to *Kyōto*, *Hideyoshi* reconstructed a new city on the ruined capital *Kyōto*.

By the same idea as *Hakata* planning, the new city *Kyōto* was built in the center part of the ancient capital, and the city was surrounded by the new earthen bank called "*Odoi*"

When *Hideyoshi* stayed at *Hakata*, I imagine, he hoped to reconstruct the ancient Japanese city on one hand *Hakata*, on the other hand *Kyōto*.

At the end of medieval era, *Hideyoshi's* planning was considered as typical one. In the early years of the foundation of *Edo*, the same section planning and the same road system were adopted.

In the last part of this article, I mentioned an example of local town with some resemblance to the medieval *Kyōto's* plan. It was *Kokubu*, a fudal town founded by *Syimazu Yoshihisa*, in *Ōsumi*, near the southernmost *Kyūshū*.